

製造工程省力化等支援事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

公益財団法人石川県産業創出支援機構では、製造工程省力化等支援事業を下記のとおり募集いたします。

記

1 対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

(1) 事業内容

①一般枠

県内企業の多品種少量生産対応、短納期化、低コスト化など生産工程の改善を目的とした生産設備を導入する取り組みを対象とします。

②省力化枠

一般枠の要件に加え、ロボット化・自動化等による人手の省力化が図られる取り組みを対象とします。

ただし、いずれの枠についても、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

(2) 実施期間

交付決定日から1年以内

※事業が年度をまたぐ場合は、年度ごとに補助金の交付手続き（交付申請、実績報告等）を行います。（「6 スケジュール（予定）」をご覧ください。）

(3) 事業の実施方法等

石川県産業創出支援機構から、県内企業に対して補助金を交付します。

2 対象者（補助金の交付先）

石川県内に製造拠点を有する中小企業者であること。

ただし、省力化設備の導入を県内の事業所にて行うこと。

※本事業における中小企業者とは、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者のうち、製造業及びゴム製品製造業を主たる事業として営む者をいいます。

3 補助額及び対象となる経費（補助対象経費）

（1）補助額

- ①一般 枠：7, 500千円以内（ただし、補助対象経費の1／2以内）
- ②省力化枠：8, 500千円以内（ただし、補助対象経費の1／2以内）

（2）対象となる経費（補助対象経費）

項 目	内 容
機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ※単価 50 万円以上のソフトウェアも対象になります。
材料・消耗品費	試作品材料及び消耗品の購入に要する経費
外注加工・評価分析費	外注加工及び評価分析に要する経費
技術指導費	省力化設備の効率的な活用方法等について助言を受けるため、外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等

4 採択件数

5 件程度を予定しています。

5 応募方法

上記の「1 対象事業」及び「2 対象者」に該当し、補助金の交付を受けようとする場合は、

- ①「事業計画書（別添様式）」
- ②「申請者の決算書（直近2カ年分）」を提出してください。

※経営革新計画等の認定事業者は、加点の対象となる場合がありますので、上記に加え、認定書の写しを提出してください。

※事業計画書の様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 http://www.isico.or.jp/isico/jisedaifund_seizou

（1）募集期間

平成29年9月29日（金）から平成29年10月27日（金）午後4時（必着）

※「事業計画書」の提出は、直接持参または郵便に限ります（FAX、電子メールでの提出はできません）。

（2）提出部数

1 部

（3）提出先及び問い合わせ先

（公財）石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部（担当：競、畑、山崎）
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2F
TEL:076-267-6291 FAX:076-268-1322

(4) 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

①審査方法（予定）

提案案件は、審査基準に基づく採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。

- ・提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

②審査基準

- ア) 申請内容が社会環境や顧客ニーズ等を的確に踏まえているか
- イ) 課題が明確か、目標に合っているか
- ウ) 課題の解決方法が明確・妥当か
- エ) 省力化の効果や費用対効果が高いか

※応募申請時に有効な経営革新計画等の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加点の対象となる場合があります。

6 スケジュール（予定）

	時 期
募 集	9月29日（金）～10月27日（金）
審査・採択	11月上旬～11月下旬
事業開始	12月中

●「平成29年12月1日が補助金の交付決定日の場合」の手続きの流れ【例示】

- ・事業実施期間は、最長で平成29年12月1日から平成30年11月30日までの1年間（交付決定日から1年間）となります。
※補助金交付決定日は採択時にお知らせします。
- ・補助金の交付手続きは年度毎に行います（年度をまたぐ場合、2回手続きが必要です）。

年度	手続き	日 付	実 施 内 容
H29 年度	(1回目)	H29.12.1	①交付申請→②交付決定（事業開始）
		H30.3.31	③実績・進捗報告→④補助金交付
H30 年度	(2回目)	H30.4.1	①交付申請→②交付決定
		H30.11.30	③実績・成果報告→④補助金交付（事業終了）

最長
1年
間

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 補助金の交付手続き

補助金の交付手続き（交付申請、実績報告等）は年度ごとに行います。補助事業の進捗状況等を確認した結果、次年度以降の補助金額が減額されることがあります（手続きの流れについては、「6 スケジュール（予定）」の例示もご覧ください）。

(2) 補助金の交付

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

(3) 補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(4) 事業により取得した機械の管理等

事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産で、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（処分、売却、譲渡及び他用途への転用は認められません。）。

これらの財産の処分等に当たっては、事前に石川県産業創出支援機構の承認を得なければなりません。

(5) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(6) 検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

(7) 事業状況の報告

事業の終了後5年間、事業状況についての報告を求めます。